

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料10-8-1
提出年月日	令和5年5月11日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項（可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.6.0）	1.0.2-別紙1-2,3 1.0.2-別紙3-7,8,9 1.0.2-補足21-9~15 1.0.2-補足25-3,7	屋外の図面について、以下を修正しました。なお、軽微な修正であるため、修正箇所の識別は行っていません。 ・展望台を撤去 ・1, 2号炉北側31mエリアの縮小 ・1, 2号炉給排水処理建屋付近の道路の拡幅	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.6.0）	全般	屋外の図面について、以下を修正しました。 ・緊急時対策所横に燃料タンク（SA）を追加しアクセスルート（車両・要員）を延長	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.6.0）	目次	以下の記載を適正化しました。 （旧）、 （新）、	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.6.0）	1.0.2-6	第3-1図について、小型船舶の単位を修正しました。（下線部参照） （旧）隻 （新）艇	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.6.0）	1.0.2-14, 15, 17	以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）アニュラス全量排気弁操作作用可搬型窒素ガスポンベ （新）アニュラス全量排気弁等操作作用可搬型窒素ガスポンベ	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.6.0）	1.0.16, 17	以下の記載を適正化しました。下線部参照 （旧）原子炉建屋内 （新）周辺補機棟内	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.6.0）	1.0.2-18	以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧） 指揮所用空調上屋内に必要容量177本および予備163本保管 待機所用空調上屋内に必要容量177本および予備163本保管 （新） 指揮所用空調上屋内に必要容量177本及び予備163本保管 待機所用空調上屋内に必要容量177本及び予備163本保管	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-19	第3-4表について以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 放射性物質吸着材 3式 (新) 放射性物質吸着材 1式	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-19	小型船舶の単位を修正しました。 (旧) 台 (新) 艇	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-28	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) ホイールローダとバックホウとの相互の離隔距離 (新) ホイールローダ及びバックホウの相互の離隔距離	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-6, 20	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車と原子炉補助建屋との離隔距離 可搬型大型送水ポンプ車の相互の離隔距離 (新) 可搬型大型送水ポンプ車及びホース延長・回収車(送水車用)と原子炉補助建屋との離隔距離 可搬型大型送水ポンプ車及びホース延長・回収車(送水車用)の相互の離隔距離	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-21	(旧) 可搬型大型送水ポンプ車と原子炉補機冷却海水ポンプとの離隔距離 (新) 可搬型大型送水ポンプ車及びホース延長・回収車(送水車用)と原子炉補機冷却海水ポンプとの離隔距離	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-40	緊急時対策所横に燃料タンク(SA)を追加しアクセスルート(車両・要員)が延長になったことに伴い、除雪時間を変更しました。(下線部参照) (旧) また、ホイールローダにより最大135分で除雪が可能である。 (新) また、ホイールローダにより最大139分で除雪が可能である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-70	燃料タンク (SA) 新設に伴い、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) (1) アクセスルートの概要 アクセスルート (車両) は幅員6m以上の道路であり、第6-1図、6-2図に示すとおり保管場所から設置場所及び接続場所まで、複数ルートでアクセスが可能であり、可搬型設備の運搬、発電所災害対策要員の移動、重大事故等発生時に必要な設備 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽、常設代替交流電源設備等) の状況把握、対応が可能である。(別紙(23)参照) (新) (1) アクセスルートの概要 アクセスルート (車両) は幅員6m以上の道路であり、第6-1図、6-2図に示すとおり保管場所から設置場所及び接続場所まで、複数ルートでアクセスが可能であり、可搬型設備の運搬、発電所災害対策要員の移動、重大事故等発生時に必要な設備 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク (SA)、常設代替交流電源設備等) の状況把握、対応が可能である。(別紙(23)参照)	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-105	51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面の範囲の適正化を行い、第5.1-1図を差替えました。	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-110	周辺斜面の崩壊による土砂到達範囲について、評価方法に関する記載記載を追記しました。	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-111	51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面の範囲の適正化を行い、第6-16図を差替えました。	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-142	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 「泊発電所重大事故等および大規模損壊対応要領」 (新) 「泊発電所重大事故等および大規模損壊対応要領」	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-143, 144 1.0.2-別紙26-1	以下の記載を適正化しました。 (旧) 衛星携帯電話 (新) 衛星電話設備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-144	以下の記載を適正化しました。 (旧) 可搬型設備のホース、電源ケーブル等 (新) 可搬型ホース、ケーブル等	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-144	下記のとおり、記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 電力保安通信用電話設備 <u>(携帯)</u> (新) 電力保安通信用電話設備	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-144	以下の記載を適正化しました。 (旧) 運転指令設備 (新) 運転指令設備 (警報装置を含む。)	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-145,146	蒸気発生器への注水確保(海水)に係る成立性評価結果について、技能1.13における手順の要員数・想定時間の見直しを反映した。	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-149	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) (電力保安通信用電話設備 <u>(PHS端末)</u> 及び運転指令設備 <u>(ページング)</u> ) (新) (電力保安通信用電話設備及び運転指令設備 <u>(警報装置を含む。)</u> )	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-149	他条文と整合を図り以下の記載を適正化しました。(下線部参照)なお、「等」には「ワークライト」が該当する。 (旧)懐中電灯 (新)懐中電灯等	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-150	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成、潤滑油供給器接続、ポンプ起動準備、ポンプ起動操作 (新) 系統構成、潤滑油供給器接続、 <u>タービン動補助給水ポンプ</u> 起動準備、 <u>タービン動補助給水ポンプ</u> 起動操作	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-150	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 機材準備、潤滑油供給器接続、ポンプ起動準備、蒸気加減弁開操作準備、ポンプ起動操作 (新) 機材準備、潤滑油供給器接続、 <u>タービン動補助給水ポンプ</u> 起動準備、蒸気加減弁開操作準備、 <u>タービン動補助給水ポンプ</u> 起動操作	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>及び</u> (新) <u>—</u>	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-152	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1次冷却材ポンプ封水ライン隔離弁等閉止操作, 格納容器隔離弁閉止操作 (新) 1次冷却材ポンプ封水ライン隔離弁等閉止操作, <u>原子炉格納容器隔離弁閉止操作</u>	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-154	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成, 可搬型計測装置取り付け (新) 系統構成, 可搬型温度計測装置 ( <u>格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度</u> ) 取り付け	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-155	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成, <u>Bーアニュラス排気ダンプ手動開操作</u> , <u>アニュラス全量排気弁操作</u> 作用可搬型窒素ガスポンベ供給操作 (新) 系統構成, <u>アニュラス全量排気弁操作</u> 作用可搬型窒素ガスポンベ供給操作	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-156	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>可搬型ホース敷設</u> <u>【中央制御室→(⑥)階段B③→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外A又は屋外B→[③-5]】</u> (新) <u>保管場所への移動</u> <u>【中央制御室→(⑥)階段B③→屋外A】</u>  <u>可搬型ホース敷設</u> <u>【屋外A又は屋外B→[③-5]】</u>	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-156	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>可搬型ホース敷設</u> , <u>可搬型スプレイングル設置</u> <u>【中央制御室→(⑥)階段B③→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外A又は屋外B→[③-6]】</u> (新) <u>【中央制御室→(⑥)階段B③→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外A又は屋外B→[③-6]】</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-157	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型ホース敷設, 接続 (新) 保管場所への移動, 可搬型ホース敷設, 接続	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-157	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え (原子炉格納容器内へのスプレー中の場合) (新) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え (原子炉格納容器内へスプレー中の場合)	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-158	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 受電準備及び受電操作, 受電確認 (新) メタクラB系受電準備, メタクラB系受電操作, コントロールセンタB系受電操作, メタクラA系受電準備, メタクラA系受電操作, コントロールセンタA系及びB系受電操作, 受電確認	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-158	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 受電準備 (新) <u>メタクラB系受電準備, メタクラA系受電準備</u>	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-158	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 受電操作 (新) <u>メタクラB系受電操作, コントロールセンタB系受電操作, メタクラA系受電操作, コントロールセンタA系受電操作</u>	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-159	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 受電準備 (新) <u>直流母線受電準備</u>	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-159	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 受電操作 (新) <u>直流母線給電操作</u>	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-159	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 発電機移動 (新) <u>保管場所への移動</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-159	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>発電機起動、受電操作</u> (新) <u>給電、可搬型直流変換器の起動</u>	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-159	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替非常用発電機起動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電 (新) 代替非常用発電機起動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(2次系設備)、 <u>代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(1次系設備)</u>	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-159	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電 (新) 系統構成、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電 ( <u>1次系設備</u> )	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-159	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電 (新) 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電 ( <u>2次系設備</u> )、 <u>代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(1次系設備)</u>	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-159	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電 (新) 系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電( <u>1次系設備</u> )	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-160	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) (新) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合)	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-160	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成、 <u>B-アニュラス排気ダンパ手動開操作</u> 、 <u>アニュラス全量排気弁操作</u> 作用可搬型窒素ガスボンベ供給操作 (新) 系統構成、アニュラス全量排気弁等操作作用可搬型窒素ガスボンベ供給操作	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2- 162, 164, 166, 168, 169, 170, 171, 172, 174, 176, 177, 178, 179, 181, 182	他条文と整合を図り、図内からディーゼル発電機建屋(DG/B)を削除しました。	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2- 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 原子炉建屋(R/B) (新) 原子炉建屋(周辺補機棟(E/B))	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2- 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) R/B (新) E/B	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2- 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 172, 173, 177	運転員のうち中央制御室操作に対応する以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) A B (新) A	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-163, 165, 167, 173, 175, 177, 180	他条文と整合を図り、図内に原子炉建屋(燃料取扱棟(FH/B))を追加しました。	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-163, 165, 167, 173, 175, 177, 180	他条文と整合を図り、表内に災害対策要員(支援)の列を追加しました。	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-162	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-アニュラス空気浄化設備空気作動弁代替空気供給及びダンパ手動開操作 (新) B-アニュラス空気浄化系空気作動弁及びダンパへの代替空気供給	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-162	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-充てんポンプ(自己冷却)系統構成・ベンディング・通水 (新) B-充てんポンプ(自己冷却)系統構成、 <u>ベンディング</u> 、 <u>通水</u>	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-162	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 【B-充てんポンプ(自己冷却)起動準備・起動操作】 (新) 【B-充てんポンプ(自己冷却)起動準備、 <u>起動操作</u> 】	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-163	第7-1図について、他条文と整合を図り移動経路及び運転操作を修正しました。	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-164	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-アニュラス空気浄化設備空気作動弁代替空気供給及びダンパ手動開操作 (新) B-アニュラス空気浄化系空気作動弁及びダンパへの代替空気供給	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-164	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-充てんポンプ(自己冷却)系統構成・ベンディング・通水 (新) B-充てんポンプ(自己冷却)系統構成、 <u>ベンディング</u> 、 <u>通水</u>	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-164	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 【B-充てんポンプ(自己冷却)起動準備・起動操作】 (新) 【B-充てんポンプ(自己冷却)起動準備、 <u>起動操作</u> 】	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-165	第7-2図について、他条文と整合を図り移動経路及び運転操作を修正しました。	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-166	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-アニュラス空気浄化設備空気作動弁代替空気供給及びダンパ手動開操作 (新) B-アニュラス空気浄化系空気作動弁及びダンパへの代替空気供給	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-166	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-充てんポンプ(自己冷却)系統構成・ベンディング・通水 (新) B-充てんポンプ(自己冷却)系統構成、 <u>ベンディング</u> 、 <u>通水</u>	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-166	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 【B-充てんポンプ(自己冷却)起動準備・起動操作】 (新) 【B-充てんポンプ(自己冷却)起動準備、 <u>起動操作</u> 】	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-167	第7-3図について、他条文と整合を図り移動経路及び運転操作を修正しました。	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-170	他条文と整合を図り、表内に災害対策要員Aを追加しました。	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-170	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>破損系列の余熱除去系隔離操作</u> (新) <u>漏えい側の余熱除去系隔離操作</u>	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-170	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 【 <u>余熱除去系の分離・隔離操作</u> 】 (新) 【 <u>余熱除去系の分離、隔離操作</u> 】	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-172	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>起動準備・起動</u> (新) <u>起動準備、起動</u>	
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-172	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-アニュラス空気浄化設備空気作動弁代替空気供給及びダンパ手動開操作 (新) B-アニュラス空気浄化系空気作動弁及びダンパへの代替空気供給	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-172	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-充てんポンプ(自己冷却)系統構成・ベンディング・通水 (新) B-充てんポンプ(自己冷却)系統構成、 <u>ベンディング</u> 、 <u>通水</u>	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-172	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 【B-充てんポンプ(自己冷却)起動準備・起動操作】 (新) 【B-充てんポンプ(自己冷却)起動準備、 <u>起動操作</u> 】	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-172	蓄電池室換気系ダンパ開処置の作業について災害対策要員欄の以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>B</u> (新) <u>D</u>	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-172	蓄電池室換気系ダンパ開処置の作業について災害対策要員欄の以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>D</u> (新) <u>E</u>	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-172	蓄電池室換気系ダンパ開処置の作業について災害対策要員Fの移動開始場所の以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) R/B <u>10.3m</u> (新) A/B <u>40.3m</u>	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-172	被ばく低減操作の作業について災害対策要員欄の以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>B</u> <u>D</u> (新) <u>D</u> <u>F</u>	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-172	被ばく低減操作の作業について作業開始場所に関する記載のうち以下の記載を他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>B</u> (新) <u>F</u>	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-173	第7-8図について、他条文と整合を図り移動経路及び運転操作を修正しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-173	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) A/B 10.3m_(中間床) ↓ (新) 災害対策要員D : A/B 24.8m 災害対策要員F : A/B 10.3m ↓	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-174	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 起動準備・起動 (新) 起動準備、起動	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-174	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-アニュラス空気浄化設備空気作動弁代替空気供給及びダンパ手動開操作 (新) B-アニュラス空気浄化系空気作動弁及びダンパへの代替空気供給	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-174	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-充てんポンプ(自己冷却)系統構成、 <u>ベンディング</u> 、 <u>通水</u> (新) B-充てんポンプ(自己冷却)系統構成、 <u>ベンディング</u> 、 <u>通水</u>	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-174	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 【B-充てんポンプ(自己冷却)起動準備・起動操作】 (新) 【B-充てんポンプ(自己冷却)起動準備、 <u>起動操作</u> 】	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-174	中央制御室操作について運転員欄の以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) A (新) A B	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-174	蓄電池室換気系ダンパ開処置の作業について災害対策要員欄の以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>B</u> (新) <u>D</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-174	蓄電池室換気系ダンパ開処置の作業について災害対策要員欄の以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>D</u> (新) <u>E</u>	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-174	蓄電池室換気系ダンパ開処置の作業の災害対策要員Fの作業開始場所について以下のとおり他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>R/B 10.3m</u> (新) <u>A/B 40.3m</u>	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-174	被ばく低減操作の作業について災害対策要員欄の以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>B</u> <u>D</u> (新) <u>D</u> <u>E</u>	
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-174	被ばく低減操作の作業について作業開始場所に関する記載のうち以下の記載を他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>B</u> (新) <u>E</u>	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-175	第7-9図について、他条文と整合を図り移動経路及び運転操作を修正しました。	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-176	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 起動準備・起動 (新) 起動準備、 <u>起動</u>	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-177	第7-11図について他条文と整合を図り移動経路及び運転操作を修正しました。	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-179	第7-13図について、他条文と整合を図り移動経路及び運転操作を修正しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-179	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 充電器復旧 (新) 充電器受電	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-179	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器隔離弁閉止 (新) 格納容器隔離弁閉操作	
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-179	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-アニュラス空気浄化設備空気作動弁代替空気供給及びダンパ手動開操作 (新) B-アニュラス空気浄化系空気作動弁及びダンパへの代替空気供給	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-179	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-充てんポンプ(自己冷却)系統構成・ベンディング・通水 (新) B-充てんポンプ(自己冷却)系統構成、 <u>ベンディング</u> 、通水	
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-179	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 【B-充てんポンプ(自己冷却)起動準備・起動操作】 (新) 【B-充てんポンプ(自己冷却)起動準備、 <u>起動操作</u> 】	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-179	蓄電池室換気系ダンパ開処置の作業について災害対策要員欄の以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>B</u> (新) <u>D</u>	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-179	蓄電池室換気系ダンパ開処置の作業について災害対策要員欄の以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>D</u> (新) <u>E</u>	
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-179	蓄電池室換気系ダンパ開処置の作業の災害対策要員Fの作業開始場所について以下のとおり他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>R/B 10.3m</u> (新) <u>A/B 40.3m</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-179	被ばく低減操作の作業について災害対策要員欄の以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>B</u> <u>D</u> (新) <u>D</u> <u>F</u>	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-179	被ばく低減操作の作業について作業開始場所に関する記載のうち以下の記載を他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>B</u> (新) <u>F</u>	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-180	第7-13図について、他条文と整合を図り移動経路及び運転操作を修正しました。	
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-180	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) (A/B -1.7m) 管理区域 中央制御室 ↓ (新) (A/B -1.7m) 管理区域 ↓	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-182	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 原子炉格納容器内からの退避確認・報告他 (新) 原子炉格納容器内からの退避確認_報告他	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-184	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間 (新) 蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間(受電操作時間の5分含む)	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-185, 190, 193, 235	アクセスルート変更に伴う手順の見直しにより作業場所欄の1つのセルにて蒸気発生器への注水確保(海水)の分割した手順を設定したことから「作業場所」、「作業内容」、「移動時間①」、「作業時間②」、「作業合計時間①+②」、「制限時間に対する成立性」及び「保管場所から作業現場に運搬する可搬型設備」欄を記載致しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-187, 191, 195, 202, 208, 214, 220, 226, 227, 228, 233	アクセスルート変更に伴う手順の見直しにより作業場所欄の1つのセルにて使用済燃料ピットへの注水確保(海水)の分割した手順を設定したことから「作業場所」、「作業内容」、「移動時間①」、「作業時間②」、「作業合計時間①+②」、「制限時間に対する成立性」及び「保管場所から作業現場に運搬する可搬型設備」欄を記載致しました。	
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-185	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 蒸気発生器への注水確保(海水) ・可搬型ホース敷設, 接続, ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設, <u>可搬型大型送水ポンプ車Aの設置, ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設, 海水取水箇所への水中ポンプ設置</u> (新) 蒸気発生器への注水確保(海水) ・可搬型ホース敷設, 接続, ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-185	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>4時間10分</u> (新) <u>3時間20分</u>	
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-185	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>30分※3</u> <u>(32分)※3</u> (新) <u>29分※3</u> <u>(31分)※3</u>	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-185	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 2時間 <u>40分</u> (新) 2時間 <u>11分</u>	
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-185	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>3時間10分</u> <u>(3時間12分)</u> (新) <u>2時間40分</u> <u>(2時間42分)</u>	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-185	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生1時間40分後からの作業を想定しているが、事象発生5時間50分後に作業が完了するため制限時間内に実施可能である。 (新) 事象発生2時間後からの作業を想定しているが、事象発生5時間20分後に作業が完了するため制限時間内に実施可能である。	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-185	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>可搬型大型送水ポンプ車</u> (新) <u>ホース延長・回収車(送水車用)</u>	
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-185	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生1時間40分後からの作業を想定しているが、事象発生2時間20分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生2時間後からの作業を想定しているが、事象発生2時間40分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-186, 194, 201, 207, 213, 219, 225, 232	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 30分 <sup>*3</sup> (32分) <sup>*3</sup> (新) 29分 <sup>*3</sup> (31分) <sup>*3</sup>	
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-186, 194, 201, 207, 213, 219, 225, 232	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 2時間25分 (新) 2時間51分	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-186, 194, 201, 207, 213, 219, 225, 232	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 2時間55分 (2時間57分) (新) 3時間20分 (3時間22分)	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-186	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生8時間10分後からの作業を想定しているが、事象発生12時間20分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生7時間後からの作業を想定しているが、事象発生11時間10分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-186	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車 (新) <u>ホース延長・回収車(送水車用)</u> 、可搬型大型送水ポンプ車	
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-186, 194, 201, 207, 213, 219, 225, 232	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 2時間 <u>43分</u> (新) 2時間 <u>53分</u>	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-186, 194, 201, 207, 213, 219, 225, 232	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 2時間 <u>50分</u> (2時間 <u>51分</u> ) (新) 3時間 (3時間 <u>1分</u> )	
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-186	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生8時間10分後からの作業を想定しているが、事象発生10時間10分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生7時間後からの作業を想定しているが、事象発生9時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-186	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生10時間10分後からの作業を想定しているが、事象発生11時間10分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある (新) 事象発生9時間後からの作業を想定しているが、事象発生10時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある	
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-186	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生11時間55分後からの作業を想定しているが、事象発生12時間45分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある (新) 事象発生10時間40分後からの作業を想定しているが、事象発生11時間30分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-187	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピットへの注水確保(海水) ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設、 <u>可搬型大型送水ポンプ車Aの設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置</u> ・可搬型ホース敷設、ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 (新) 使用済燃料ピットへの注水確保(海水) ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 ・可搬型ホース敷設、ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-187	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>4時間10分</u> (新) <u>3時間20分</u>	
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-187	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>30分</u> <sup>※3</sup> ( <u>32分</u> ) <sup>※3</sup> (新) <u>29分</u> <sup>※3</sup> ( <u>31分</u> ) <sup>※3</sup>	
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-187	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 2時間 <u>40分</u> (新) 2時間 <u>11分</u>	
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-187	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>3時間14分</u> ( <u>3時間16分</u> ) (新) <u>2時間40分</u> ( <u>2時間42分</u> )	
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-187	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生3時間40分後からの作業を想定しているが、事象発生 <u>8時間10分</u> 後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生3時間40分後からの作業を想定しているが、事象発生 <u>7時間</u> 後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-187	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生3時間40分後の作業を想定しているが、事象発生8時間10分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生3時間40分後の作業を想定しているが、事象発生7時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-187	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>可搬型大型送水ポンプ車</u> (新) <u>ホース延長・回収車(送水車用)</u>	
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-187	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約9時間50分 (新) 約9時間20分	
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-188, 192, 197, 203, 209, 215, 221, 227, 230	第7-3表 ・全交流動力電源喪失 (外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故) ・原子炉補機冷却機能喪失 ・雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損) ・雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過温破損) ・高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱 ・原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用 ・溶融炉心・コンクリート相互作用 ・想定事故1, 想定事故2 ・全交流動力電源喪失 の表の一部を分割し、第7-3表の枚数が増加したことから(1/39)から(1/51)に変更しております。 ※この変更に伴い、以降の図番号も変更しております。	
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-188	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) <u>屋屋内</u> (新) 屋内	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-189	第7-3表 全交流動力電源喪失 (外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故) の表の一部を分割しました。 ※この変更に伴い、 全交流動力電源喪失 (外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故)の(○/3)を 全交流動力電源喪失 (外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故)の(○/4)に変更した	
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-189	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間 (新) 蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間(受電操作時間の5分含む)	
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-189	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 屋屋内 (新) 屋内	
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-190	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 蒸気発生器への注水確保(海水) ・可搬型ホース敷設、接続、ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設、 <u>可搬型大型送水ポンプ車Aの設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置</u> (新) 蒸気発生器への注水確保(海水) ・可搬型ホース敷設、接続、ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-190	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>4時間10分</u> (新) <u>3時間20分</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-190	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 30分 <sup>※3</sup> (32分) <sup>※3</sup> (新) 29分 <sup>※3</sup> (31分) <sup>※3</sup>	
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-190	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 2時間40分 (新) 2時間11分	
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-190	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 3時間14分 (3時間16分) (新) 2時間40分 (2時間42分)	
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-190	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生1時間40分後からの作業を想定しているが、事象発生5時間50分後に作業が完了するため制限時間内に実施可能である。 (新) 事象発生2時間後からの作業を想定しているが、事象発生5時間20分後に作業が完了するため制限時間内に実施可能である。	
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-190	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車 (新) ホース延長・回収車〔送水車用〕。	
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-190	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生1時間40分後からの作業を想定しているが、事象発生2時間20分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生2時間後からの作業を想定しているが、事象発生2時間40分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-190	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※4：蓄電池（非常用）の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間 (新) ※4：補助給水ピットの水が枯渇する時間 ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-191	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>4時間10分</u> (新) <u>3時間20分</u>	
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-191	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>30分</u> <sup>※3</sup> ( <u>32分</u> ) <sup>※3</sup> (新) <u>29分</u> <sup>※3</sup> ( <u>31分</u> ) <sup>※3</sup>	
154	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-191	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>2時間40分</u> (新) <u>2時間11分</u>	
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-191	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>3時間14分</u> ( <u>3時間16分</u> ) (新) <u>2時間40分</u> ( <u>2時間42分</u> )	
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-191	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生3時間40分後からの作業を想定しているが、事象発生 <u>8時間10分</u> 後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生3時間40分後からの作業を想定しているが、事象発生 <u>7時間</u> 後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
157	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-191	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>可搬型大型送水ポンプ車</u> (新) <u>ホース延長・回収車(送水車用)</u>	
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-191	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>約9時間50分</u> (新) <u>約9時間20分</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-192	第7-3表 原子炉補機冷却機能喪失) の表の一部を分割しました。 ※この変更に伴い、 原子炉補機冷却機能喪失の (○/3) を 原子炉補機冷却機能喪失の (○/4) に変更した	
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-193, 203, 209, 215, 221, 230	アクセスルート変更に伴う手順の見直しにより作業場所欄の1つのセルにて非常用母線受電準備及び受電作業の分割した手順を設定したことから「移動時間①」、「作業時間②」、「作業合計時間①+②」、「制限時間に対する成立性」及び「保管場所から作業現場に運搬する可搬型設備」欄を記載致しました。	
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-193	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 蒸気発生器への注水確保(海水) ・可搬型ホース敷設、接続、ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設、 <u>可搬型大型送水ポンプ車Aの設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置</u> (新) 蒸気発生器への注水確保(海水) ・可搬型ホース敷設、接続、ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	
162	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-193	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>4時間10分</u> (新) <u>3時間20分</u>	
163	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-193	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>30分</u> <sup>※3</sup> ( <u>32分</u> ) <sup>※3</sup> (新) <u>29分</u> <sup>※3</sup> ( <u>31分</u> ) <sup>※3</sup>	
164	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-193	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 2時間 <u>40分</u> (新) 2時間 <u>11分</u>	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
165	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-193	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 3時間14分 (新) <u>3時間16分</u> (新) 2時間40分 (旧) 2時間42分	
166	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-194	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生8時間10分後からの作業を想定しているが、事象発生12時間20分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生7時間後からの作業を想定しているが、事象発生11時間10分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
167	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-194	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1時間 (新) 2時間	
168	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-194	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 12分 (新) <u>15分</u> (新) 19分 (旧) 26分	
169	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-194	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 19分 (新) <u>37分</u>	
170	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-194	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 31分 (新) <u>34分</u> (新) 56分 (旧) 63分	
171	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-194	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生8時間10分後からの作業を想定しているが、事象発生9時間10分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生7時間後からの作業を想定しているが、事象発生9時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
172	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-194	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 原子炉補機冷却水系への通水確保(海水) ・格納容器内自然対流冷却系統構成 ・A-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水系統構成 (新) 原子炉補機冷却水系への通水確保(海水) ・可搬型温度計測装置取付け	
173	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-194	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>2時間</u> (新) <u>1時間</u>	
174	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-194	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>19分</u> <sup>*3</sup> (26分) <sup>*3</sup> (新) <u>12分</u> (15分)	
175	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-194	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>36分</u> (新) <u>19分</u>	
176	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-194	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>55分</u> ( <u>1時間2分</u> ) (新) <u>31分</u> (34分)	
177	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-194	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生8時間10分後からの作業を想定しているが、事象発生10時間10分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 なお、内部溢水を想定した溢水防護具着用時間(4分)を考慮した場合でも、 <u>制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u> (新) 事象発生9時間後からの作業を想定しているが、事象発生10時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 なお、内部溢水を想定した場合でも、 <u>前作業にてすでに防護具を着用しているため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
178	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-194	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生11時間55分後からの作業を想定しているが、事象発生12時間45分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生10時間40分後からの作業を想定しているが、事象発生11時間30分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
179	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-195	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピットへの注水確保(海水) ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設、 <u>可搬型大型送水ポンプ車Aの設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置</u> ・可搬型ホース敷設、ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 (新) 使用済燃料ピットへの注水確保(海水) ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 ・可搬型ホース敷設、ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	
180	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-195	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>4時間10分</u> (新) <u>3時間20分</u>	
181	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-195	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>30分</u> <sup>*3</sup> <u>(32分)</u> <sup>*3</sup> (新) <u>29分</u> <sup>*3</sup> <u>(31分)</u> <sup>*3</sup>	
182	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-195	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 2時間 <u>40分</u> (新) 2時間 <u>11分</u>	
183	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-195	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>3時間14分</u> <u>(3時間16分)</u> (新) <u>2時間40分</u> <u>(2時間42分)</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
184	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-195	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生4時間10分後からの作業を想定しているが、事象発生8時間10分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。(新) 事象発生3時間40分後からの作業を想定しているが、事象発生7時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
185	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-195	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約9時間50分 (新) 約9時間20分	
186	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-195	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※5: 使用済燃料ピット水面の線量率が0.15mSv/hとなる時間 (新) ※4: 使用済燃料ピット水面の線量率が0.15mSv/hとなる時間	
187	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-195	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※6: 可搬型大型送水ポンプ車の運転開始後から燃料補給する時間 (新) ※5: 可搬型大型送水ポンプ車の運転開始後から燃料補給する時間	
188	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-196	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 破損系列の余熱除去系隔離操作 (新) 漏えい側の余熱除去系隔離操作	
189	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-197	第7-3表 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損)の表の一部を分割しました。 ※この変更に伴い、 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損)の(○/4)を 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損)の(○/6)に変更した	
190	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-197	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約49分 (新) 25分	
191	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-197	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※4: 炉心溶融開始(約19分後)から、運転員等の操作時間等を考慮して30分後を想定した時間 (新) ※4: メタクラ、パワーコントロールセンタ(B系)の受電が完了する時間	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
192	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)	1.0. 2-197	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※5: <u>蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間</u> (新) ※5: <u>有効性評価上の作業完了時間</u>	
193	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)	1.0. 2-197	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※6: <u>アニュラス空気浄化設備を起動する時間(起動操作時間の5分含む)</u> (新) ※6: <u>蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間</u> ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
194	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)	1.0. 2-197	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※7: <u>中央制御室居住性に係る被ばく評価において中央制御室非常用循環ファンを起動するとしている時間(起動操作時間の5分含む)</u> (新) ※7: <u>炉心溶融開始(約19分後)から、運転員等の操作時間等を考慮して30分後を想定した時間</u> ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
195	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)	1.0. 2-198	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-アニュラス空気浄化設備空気作動弁代替空気供給及びダンパ手動開操作 (新) B-アニュラス空気浄化系空気作動弁及びダンパへの代替空気供給	
196	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)	1.0. 2-198	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※4: <u>蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間</u> (新) ※4: <u>アニュラス空気浄化設備を起動する時間(起動操作時間の5分含む)</u> ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
197	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)	1.0. 2-198	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※5: <u>燃料取替用水ピットの水が枯渇する時間</u> (新) ※5: <u>中央制御室居住性に係る被ばく評価において中央制御室非常用循環ファンを起動するとしている時間(起動操作時間の5分含む)</u> ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
198	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-199	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生55分後からの作業を想定しているが、 <u>25分</u> 後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生55分後からの作業を想定しているが、 <u>40分</u> 後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
199	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-199	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生60分後からの作業を想定しているが、 <u>25分</u> 後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生60分後からの作業を想定しているが、 <u>55分</u> 後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
200	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-199	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※5:蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間 (新) ※4:蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間 (受電操作時間の5分含む) ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
201	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-200, 206, 212, 218, 224, 235	アクセスルート変更に伴う手順の見直しにより作業場所欄の1つのセルにて燃料取替用水ピットへの補給(海水)の分割した手順を設定したことから「作業場所」、「作業内容」、「移動時間①」、「作業時間②」、「作業合計時間①+②」、「制限時間に対する成立性」及び「保管場所から作業現場に運搬する可搬型設備」欄を記載致しました。	
202	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-200	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 燃料取替用水ピットへの補給(海水) ・可搬型ホース敷設、接続、ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設、 <u>可搬型大型送水ポンプ車Aの設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置</u> (新) 燃料取替用水ピットへの補給(海水) ・可搬型ホース敷設、接続、ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
203	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-200	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>4時間10分</u> (新) <u>3時間20分</u>	
204	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-200	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>30分</u> <sup>※3</sup> ( <u>32分</u> ) <sup>※3</sup> (新) <u>29分</u> <sup>※3</sup> ( <u>31分</u> ) <sup>※3</sup>	
205	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-200	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>2時間40分</u> (新) <u>2時間11分</u>	
206	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-200	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>3時間14分</u> ( <u>3時間16分</u> ) (新) <u>2時間40分</u> ( <u>2時間42分</u> )	
207	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-200	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>可搬型大型送水ポンプ車</u> (新) <u>ホース延長・回収車(送水車用)</u>	
208	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-200	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>※5</u> : 燃料取替用水ピットの水が枯渇する時間 (新) <u>※4</u> : 燃料取替用水ピットの水が枯渇する時間 ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
209	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-201	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>1時間</u> (新) <u>2時間</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
210	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-201	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 12分 (15分) (新) 19分 (26分)	
211	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-201	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 19分 (新) 37分	
212	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-201	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 31分 (34分) (新) 56分 (1時間3分)	
213	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-201	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生18時間後からの作業を想定しているが、事象発生19時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生18時間後からの作業を想定しているが、事象発生20時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
214	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-201	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 原子炉補機冷却水系への通水確保(海水) ・格納容器内自然対流冷却系統構成 ・可搬型温度計測装置取付け (新) 原子炉補機冷却水系への通水確保(海水) ・可搬型温度計測装置取付け	
215	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-201	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生18時間後からの作業を想定しているが、事象発生20時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 なお、内部溢水を想定した溢水防護具着用時間(4分)を考慮した場合でも、 <u>制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u> (新) 事象発生20時間後からの作業を想定しているが、事象発生21時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 なお、内部溢水を想定した場合でも、 <u>前作業にてすでに防護具を着用しているため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u>	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
216	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-202	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピットへの注水確保(海水) ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設、 <u>可搬型大型送水ポンプ車Aの設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置</u> ・可搬型ホース敷設、ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 (新) 使用済燃料ピットへの注水確保(海水) ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	
217	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-202	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>4時間</u> (新) <u>1時間40分</u>	
218	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-202	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>30分</u> <sup>*3</sup> <u>(32分)</u> <sup>*3</sup> (新) <u>29分</u> <sup>*3</sup> <u>(31分)</u> <sup>*3</sup>	
219	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-202	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>2時間30分</u> (新) <u>55分</u>	
220	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-202	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>3時間</u> <u>(3時間2分)</u> (新) <u>1時間24分</u> <u>(1時間26分)</u>	
221	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-202	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 象発生 <u>10時間</u> 後からの作業を想定しているが、事象発生 <u>16時間20分</u> 後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生 <u>9時間10分</u> 後からの作業を想定しているが、事象発生 <u>10時間50分</u> 後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
222	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-202	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約15時間40分 (新) 約14時間10分	
223	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-203	第7-3表 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過温破損)の表の一部を分割しました。 ※この変更に伴い、 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過温破損)の(○/5)を 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過温破損)の(○/6)に変更した	
224	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-203	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約65分 (新) 25分	
225	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-203	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※4: <u>蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間</u> (新) ※4: <u>メタクラ、パワーコントロールセンタ(B系)の受電が完了する時間</u>	
226	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-203	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※5: <u>蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間</u> (新) ※5: <u>有効性評価上の作業完了時間</u>	
227	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-203	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※5: 炉心溶融開始(約3.1時間後)から、運転員等の操作時間等を考慮して30分後を想定した時間 (新) ※5: 有効性評価上の作業完了時間 ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
228	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-203	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※6: <u>有効性評価上の作業完了時間(起動操作時間の5分含む)</u> (新) ※6: <u>蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間</u> ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
229	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-203	以下の記載を追記しました。 ※7: 炉心溶融開始 (約3.1時間後) から、運転員等の操作時間等を考慮して30分後を想定した時間	
230	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-204	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-アニュラス空気浄化設備空気作動弁代替空気供給及びダンパ手動開操作 (新) B-アニュラス空気浄化系空気作動弁及びダンパへの代替空気供給	
231	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-204	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※4: 中央制御室居住性に係る被ばく評価において中央制御室非常用循環ファンを起動するとしている時間 (起動操作時間の5分含む) (新) ※4: 有効性評価上の作業完了時間 (起動操作時間の5分含む) ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
232	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-204	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※5: 炉心溶融開始 (約3.1時間後) から、運転員の操作時間を考慮して10分後を想定した時間 (弁操作時間の5分含む) (新) ※5: 中央制御室居住性に係る被ばく評価において中央制御室非常用循環ファンを起動するとしている時間 (起動操作時間の5分含む) ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
233	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-204	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※6: 蓄電池 (非常用) の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間 (新) ※6: 炉心溶融開始 (約3.1時間後) から、運転員の操作時間を考慮して10分後を想定した時間 (弁操作時間の5分含む) ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
234	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-205	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生55分後からの作業を想定しているが、25分後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生55分後からの作業を想定しているが、40分後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
235	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-205	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生60分後からの作業を想定しているが、25分後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生60分後からの作業を想定しているが、55分後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
236	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-205	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※4：中央制御室居住性に係る被ばく評価において中央制御室非常用循環ファンを起動するとしている時間(起動操作時間の5分含む) (新) ※4：蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間(受電操作時間の5分含む) ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
237	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-206	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>4時間10分</u> (新) <u>3時間20分</u>	
238	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-206	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>30分</u> <sup>※3</sup> (32分) <sup>※3</sup> (新) <u>29分</u> <sup>※3</sup> (31分) <sup>※3</sup>	
239	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-206	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 2時間 <u>40分</u> (新) 2時間 <u>11分</u>	
240	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-206	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>3時間14分</u> (3時間16分) (新) <u>2時間40分</u> (2時間42分)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
241	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-206	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生9時間30分後からの作業を想定しているが、事象発生13時間40分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生9時間30分後からの作業を想定しているが、事象発生12時間50分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
242	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-206	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>可搬型大型送水ポンプ車</u> (新) <u>ホース延長・回収車(送水車用)</u>	
243	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-207	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>1時間</u> (新) <u>2時間</u>	
244	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-207	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>12分</u> (15分) (新) <u>19分</u> (26分)	
245	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-207	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>19分</u> (新) <u>37分</u>	
246	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-207	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>31分</u> (34分) (新) <u>56分</u> (1時間3分)	
247	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-207	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生18時間後からの作業を想定しているが、事象発生19時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生18時間後からの作業を想定しているが、事象発生20時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
248	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-207	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 原子炉補機冷却水系への通水確保(海水) ・格納容器内自然対流冷却系統構成 ・可搬型温度計測装置取付け (新) 原子炉補機冷却水系への通水確保(海水) ・可搬型温度計測装置取付け	
249	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-207	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生18時間後からの作業を想定しているが、事象発生20時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 なお、内部溢水を想定した溢水防護具着用時間(4分)を考慮した場合でも、 <u>制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u> (新) 事象発生20時間後からの作業を想定しているが、事象発生21時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 なお、内部溢水を想定した場合でも、 <u>前作業にてすでに防護具を着用しているため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u>	
250	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-208	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピットへの注水確保(海水) ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設、可搬型大型送水ポンプ車Aの設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置 ・可搬型ホース敷設、ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 (新) 使用済燃料ピットへの注水確保(海水) ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	
251	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-208	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>4時間</u> (新) <u>1時間40分</u>	
252	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-208	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>30分</u> <sup>※3</sup> <u>(32分)</u> <sup>※3</sup> (新) <u>29分</u> <sup>※3</sup> <u>(31分)</u> <sup>※3</sup>	
253	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-208	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>2時間30分</u> (新) <u>55分</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
254	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-208	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 3時間 (新) <u>3時間2分</u> (新) 1時間24分 (1時間26分)	
255	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-208	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生12時間後からの作業を想定しているが、事象発生16時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生11時間10分後からの作業を想定しているが、事象発生12時間50分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
256	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-208	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>可搬型大型送水ポンプ車</u> (新) <u>ホース延長・回収車(送水車用)</u>	
257	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-208	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約17時間40分 (新) 約16時間50分	
258	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-209	第7-3表 高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱 の表の一部を分割しました。 ※この変更に伴い、 高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱の(○/5)を 高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱の(○/6)に変更した	
259	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-209	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約65分 (新) 25分	
260	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-209	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※4: <u>蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間</u> (新) ※4: <u>メタクラ、パワーコントロールセンタ(B系)の受電が完了する時間</u>	
261	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-209	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※5: <u>蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間</u> (新) ※5: <u>有効性評価上の作業完了時間</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
262	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-209	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※5: <u>炉心溶融開始(約3.1時間後)から、運転員等の操作時間等を考慮して30分後を想定した時間</u> (新) ※5: <u>有効性評価上の作業完了時間</u> ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
263	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-209	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※6: <u>有効性評価上の作業完了時間(起動操作時間の5分含む)</u> (新) ※6: <u>蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間</u> ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
264	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-209	以下の記載を追記しました。  ※7: <u>炉心溶融開始(約3.1時間後)から、運転員等の操作時間等を考慮して30分後を想定した時間</u>	
265	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-210	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-アニュラス空気浄化設備空気作動弁代替空気供給及びダンパ手動開操作 (新) B-アニュラス空気浄化系空気作動弁及びダンパへの代替空気供給	
266	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-210	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※4: <u>中央制御室居住性に係る被ばく評価において中央制御室非常用循環ファンを起動するとしている時間(起動操作時間の5分含む)</u> (新) ※4: <u>有効性評価上の作業完了時間(起動操作時間の5分含む)</u> ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
267	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-210	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※5: <u>炉心溶融開始(約3.1時間後)から、運転員の操作時間を考慮して10分後を想定した時間(弁操作時間の5分含む)</u> (新) ※5: <u>中央制御室居住性に係る被ばく評価において中央制御室非常用循環ファンを起動するとしている時間(起動操作時間の5分含む)</u> ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
268	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-210	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※6: <u>蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間</u> (新) ※6: <u>炉心溶融開始(約3.1時間後)から、運転員の操作時間を考慮して10分後を想定した時間(弁操作時間の5分含む)</u> ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
269	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-211	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生55分後からの作業を想定しているが、 <u>25分</u> 後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生55分後からの作業を想定しているが、 <u>40分</u> 後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
270	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-211	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生60分後からの作業を想定しているが、 <u>25分</u> 後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生60分後からの作業を想定しているが、 <u>55分</u> 後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
271	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-211	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※4：中央制御室居住性に係る被ばく評価において中央制御室非常用循環ファンを起動するとしている時間(起動操作時間の5分含む) (新) ※4：蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間(受電操作時間の5分含む) ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
272	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-212	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>4時間10分</u> (新) <u>3時間20分</u>	
273	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-212	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>30分</u> <sup>※3</sup> <u>(32分)</u> <sup>※3</sup> (新) <u>29分</u> <sup>※3</sup> <u>(31分)</u> <sup>※3</sup>	
274	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-212	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 2時間 <u>40分</u> (新) 2時間 <u>11分</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
275	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-212	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 3時間14分 (新) <u>3時間16分</u> (新) 2時間40分 (2時間42分)	
276	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-212	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生9時間30分後からの作業を想定しているが、事象発生 <u>13時間40分</u> 後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生9時間30分後からの作業を想定しているが、事象発生 <u>12時間50分</u> 後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
277	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-212	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>可搬型大型送水ポンプ車</u> (新) <u>ホース延長・回収車(送水車用)</u>	
278	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-213	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>1時間</u> (新) <u>2時間</u>	
279	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-213	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>12分</u> (新) <u>15分</u> (新) <u>19分</u> (26分)	
280	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-213	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>19分</u> (新) <u>37分</u>	
281	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-213	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>31分</u> (新) <u>34分</u> (新) <u>56分</u> (1時間3分)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
282	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-213	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生18時間後からの作業を想定しているが、事象発生19時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生18時間後からの作業を想定しているが、事象発生20時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
283	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-213	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 原子炉補機冷却水系への通水確保(海水) ・格納容器内自然対流冷却系統構成 ・可搬型温度計測装置取付け (新) 原子炉補機冷却水系への通水確保(海水) ・可搬型温度計測装置取付け	
284	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-213	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生18時間後からの作業を想定しているが、事象発生20時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 なお、内部溢水を想定した溢水防護具着用時間(4分)を考慮した場合でも、 <u>制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u> (新) 事象発生20時間後からの作業を想定しているが、事象発生21時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 なお、内部溢水を想定した場合でも、 <u>前作業にてすでに防護具を着用しているため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u>	
285	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-214	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピットへの注水確保(海水) ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設、 <u>可搬型大型送水ポンプ車Aの設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置</u> ・可搬型ホース敷設、ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 (新) 使用済燃料ピットへの注水確保(海水) ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	
286	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-214	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>4時間</u> (新) <u>1時間40分</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
287	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-214	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>30分</u> <sup>※3</sup> (32分) <sup>※3</sup> (新) <u>29分</u> <sup>※3</sup> (31分) <sup>※3</sup>	
288	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-214	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>2時間30分</u> (新) <u>55分</u>	
289	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-214	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>3時間</u> (3時間2分) (新) <u>1時間24分</u> (1時間26分)	
290	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-214	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生12時間後からの作業を想定しているが、事象発生16時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生11時間10分後からの作業を想定しているが、事象発生12時間50分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
291	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-214	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>可搬型大型送水ポンプ車</u> (新) <u>ホース延長・回収車(送水車用)</u>	
292	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-214	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>約17時間40分</u> (新) <u>約16時間50分</u>	
293	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-215	第7-3表 原子炉压力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用の表の一部を分割しました。 ※この変更に伴い、 原子炉压力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用の(○/4)を 原子炉压力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用の(○/6)に変更した	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
294	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-215	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約49分 (新) 25分	
295	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-215	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※4: 炉心溶融開始(約19分後)から、運転員等の操作時間等を考慮して30分後を想定した時間 (新) ※4: <u>メタクラ、パワーコントロールセンタ(B系)の受電が完了する時間</u>	
296	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-215	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※5: <u>蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間</u> (新) ※5: <u>有効性評価上の作業完了時間</u>	
297	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-215	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※6: <u>アンユラス空気浄化設備を起動する時間(起動操作時間の5分含む)</u> (新) ※6: <u>蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間</u> ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
298	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-215	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※7: <u>中央制御室居住性に係る被ばく評価において中央制御室非常用循環ファンを起動するとしている時間(起動操作時間の5分含む)</u> (新) ※7: <u>炉心溶融開始(約19分後)から、運転員等の操作時間等を考慮して30分後を想定した時間</u> ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
299	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-216	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-アンユラス空気浄化設備空気作動弁代替空気供給及びダンパ手動開操作 (新) B-アンユラス空気浄化系空気作動弁及びダンパへの代替空気供給	
300	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-216	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※4: <u>蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間</u> (新) ※4: <u>アンユラス空気浄化設備を起動する時間(起動操作時間の5分含む)</u> ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
301	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-216	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※5: 燃料取替用水ピットの水が枯渇する時間 (新) ※5: <u>中央制御室居住性に係る被ばく評価において中央制御室非常用循環ファンを起動するとしている時間(起動操作時間の5分含む)</u> ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
302	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-217	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生55分後からの作業を想定しているが、 <u>25分後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u> (新) 事象発生55分後からの作業を想定しているが、 <u>40分後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u>	
303	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-217	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生60分後からの作業を想定しているが、 <u>25分後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u> (新) 事象発生60分後からの作業を想定しているが、 <u>55分後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u>	
304	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-217	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※5: 蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間 (新) ※4: 蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間(受電操作時間の5分含む) ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
305	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-218	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 燃料取替用水ピットへの補給(海水) ・可搬型ホース敷設、接続、ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設、 <u>可搬型大型送水ポンプ車Aの設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置</u> (新) 燃料取替用水ピットへの補給(海水) ・可搬型ホース敷設、接続、ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
306	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-218	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>4時間10分</u> (新) <u>3時間20分</u>	
307	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-218	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>30分</u> <sup>※3</sup> ( <u>32分</u> ) <sup>※3</sup> (新) <u>29分</u> <sup>※3</sup> ( <u>31分</u> ) <sup>※3</sup>	
308	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-218	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>2時間40分</u> (新) <u>2時間11分</u>	
309	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-218	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>3時間14分</u> ( <u>3時間16分</u> ) (新) <u>2時間40分</u> ( <u>2時間42分</u> )	
310	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-218	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>可搬型大型送水ポンプ車</u> (新) <u>ホース延長・回収車(送水車用)</u>	
311	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-218	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>※5</u> :燃料取替用水ピットの水が枯渇する時間 (新) <u>※4</u> :燃料取替用水ピットの水が枯渇する時間 ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
312	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-219	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>1時間</u> (新) <u>2時間</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
313	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-219	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 12分 (15分) (新) 19分 (26分)	
314	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-219	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 19分 (新) 37分	
315	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-219	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 31分 (34分) (新) 56分 (1時間3分)	
316	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-219	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生18時間後からの作業を想定しているが、事象発生19時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生18時間後からの作業を想定しているが、事象発生20時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
317	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-219	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 原子炉補機冷却水系への通水確保(海水) ・格納容器内自然対流冷却系統構成 ・可搬型温度計測装置取付け (新) 原子炉補機冷却水系への通水確保(海水) ・可搬型温度計測装置取付け	
318	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-219	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生18時間後からの作業を想定しているが、事象発生20時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 なお、内部溢水を想定した溢水防護具着用時間(4分)を考慮した場合でも、 <u>制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u> (新) 事象発生20時間後からの作業を想定しているが、事象発生21時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 なお、内部溢水を想定した場合でも、 <u>前作業にてすでに防護具を着用しているため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u>	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
319	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-220	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピットへの注水確保(海水) ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設、 <u>可搬型大型送水ポンプ車Aの設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置</u> ・可搬型ホース敷設、ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 (新) 使用済燃料ピットへの注水確保(海水) ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	
320	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-220	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>4時間</u> (新) <u>1時間40分</u>	
321	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-220	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>30分</u> <sup>※3</sup> <u>(32分)</u> <sup>※3</sup> (新) <u>29分</u> <sup>※3</sup> <u>(31分)</u> <sup>※3</sup>	
322	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-220	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>2時間30分</u> (新) <u>55分</u>	
323	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-220	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>3時間</u> <u>(3時間2分)</u> (新) <u>1時間24分</u> <u>(1時間26分)</u>	
324	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-220	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 象発生 <u>10時間</u> 後からの作業を想定しているが、事象発生 <u>16時間20分</u> 後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生 <u>9時間10分</u> 後からの作業を想定しているが、事象発生 <u>10時間50分</u> 後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
325	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-220	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約15時間40分 (新) 約14時間10分	
326	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-221	第7-3表 溶融炉心・コンクリート相互作用 の表の一部を分割しました。 ※この変更に伴い、 溶融炉心・コンクリート相互作用の(○/4)を 溶融炉心・コンクリート相互作用の(○/6)に変更した	
327	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-221	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約49分 (新) 25分	
328	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-221	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※4: 炉心溶融開始(約19分後)から、運転員等の操作時間等を考慮して30分後を想定した時間 (新) ※4: メタクラ、パワーコントロールセンタ(B系)の受電が完了する時間	
329	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-221	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※5: 蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間 (新) ※5: 有効性評価上の作業完了時間	
330	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-221	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※6: アニュラス空気浄化設備を起動する時間(起動操作時間の5分含む) (新) ※6: 蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間 ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
331	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-221	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※7: 中央制御室居住性に係る被ばく評価において中央制御室非常用循環ファンを起動するとしている時間(起動操作時間の5分含む) (新) ※7: 炉心溶融開始(約19分後)から、運転員等の操作時間等を考慮して30分後を想定した時間 ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
332	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-222	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-アニュラス空気浄化設備空気作動弁代替空気供給及びダンパ手動開操作 (新) B-アニュラス空気浄化系空気作動弁及びダンパへの代替空気供給	
333	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-222	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※4:蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間 (新) ※4:アニュラス空気浄化設備を起動する時間(起動操作時間の5分含む) ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
334	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-222	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※5:燃料取替用水ピットの水が枯渇する時間 (新) ※5:中央制御室居住性に係る被ばく評価において中央制御室非常用循環ファンを起動するとしている時間(起動操作時間の5分含む) ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
335	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-223	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生55分後からの作業を想定しているが、25分後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生55分後からの作業を想定しているが、40分後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
336	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-223	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生60分後からの作業を想定しているが、25分後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生60分後からの作業を想定しているが、55分後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
337	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-223	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※5:蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間 (新) ※4:蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間(受電操作時間の5分含む) ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
338	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-224	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 燃料取替用水ピットへの補給(海水) ・可搬型ホース敷設, 接続, ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設, <u>可搬型大型送水ポンプ車Aの設置, ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設, 海水取水箇所への水中ポンプ設置</u> (新) 燃料取替用水ピットへの補給(海水) ・可搬型ホース敷設, 接続, ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	
339	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-224	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>4時間10分</u> (新) <u>3時間20分</u>	
340	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-224	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>30分</u> <sup>*3</sup> ( <u>32分</u> ) <sup>*3</sup> (新) <u>29分</u> <sup>*3</sup> ( <u>31分</u> ) <sup>*3</sup>	
341	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-224	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 2時間 <u>40分</u> (新) 2時間 <u>11分</u>	
342	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-224	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>3時間14分</u> ( <u>3時間16分</u> ) (新) <u>2時間40分</u> ( <u>2時間42分</u> )	
343	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-224	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>可搬型大型送水ポンプ車</u> (新) <u>ホース延長・回収車(送水車用)</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
344	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-224	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※5: 燃料取替用水ピットの水が枯渇する時間 (新) ※4: 燃料取替用水ピットの水が枯渇する時間 ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
345	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-225	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1時間 (新) 2時間	
346	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-225	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 12分 (15分) (新) 19分 (26分)	
347	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-225	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 19分 (新) 37分	
348	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-225	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 31分 (34分) (新) 56分 (1時間3分)	
349	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-225	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生18時間後からの作業を想定しているが、事象発生19時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生18時間後からの作業を想定しているが、事象発生20時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
350	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-225	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 原子炉補機冷却水系への通水確保 (海水) ・格納容器内自然対流冷却系統構成 ・可搬型温度計測装置取付け (新) 原子炉補機冷却水系への通水確保 (海水) ・可搬型温度計測装置取付け	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
351	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-225	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生18時間後からの作業を想定しているが、事象発生20時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 なお、内部溢水を想定した溢水防護具着用時間(4分)を考慮した場合でも、 <u>制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u> (新) 事象発生20時間後からの作業を想定しているが、事象発生21時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 なお、内部溢水を想定した場合でも、 <u>前作業にてすでに防護具を着用しているため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u>	
352	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-226	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピットへの注水確保(海水) ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設、 <u>可搬型大型送水ポンプ車Aの設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置</u> ・可搬型ホース敷設、ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 (新) 使用済燃料ピットへの注水確保(海水) ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	
353	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-226	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>4時間</u> (新) <u>1時間40分</u>	
354	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-226	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>30分</u> <sup>※3</sup> <u>(32分)</u> <sup>※3</sup> (新) <u>29分</u> <sup>※3</sup> <u>(31分)</u> <sup>※3</sup>	
355	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-226	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>2時間30分</u> (新) <u>55分</u>	
356	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-226	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>3時間</u> <u>(3時間2分)</u> (新) <u>1時間24分</u> <u>(1時間26分)</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
357	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-226	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 象発生10時間後からの作業を想定しているが、事象発生16時間20分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生9時間10分後からの作業を想定しているが、事象発生10時間50分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
358	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-226	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約15時間40分 (新) 約14時間10分	
359	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-227	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピットへの注水確保 (海水) ・可搬型ホース敷設、ホース延長・回収車 (送水車用) による可搬型ホース敷設 ・可搬型大型送水ポンプ車Aの設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置 (新) 使用済燃料ピットへの注水確保 (海水) ・ホース延長・回収車 (送水車用) による可搬型ホース敷設 ・可搬型大型送水ポンプ車の設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置	
360	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-227	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 3時間 (新) 4時間10分	
361	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-227	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1時間55分 (新) 3時間10分	
362	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-227	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 2時間25分 (2時間27分) (新) 3時間40分 (3時間42分)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
363	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-227	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生2時間40分後からの作業を想定しているが、事象発生5時間40分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生10分後からの作業を想定しているが、事象発生4時間20分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
364	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-227	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約9時間40分 (新) 約8時間20分	
365	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-228	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピットへの注水確保 (海水) ・可搬型ホース敷設、ホース延長・回収車 (送水車用) による可搬型ホース敷設 ・可搬型大型送水ポンプ車Aの設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置 (新) 使用済燃料ピットへの注水確保 (海水) ・ホース延長・回収車 (送水車用) による可搬型ホース敷設 ・可搬型大型送水ポンプ車の設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置	
366	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-228	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 3時間 (新) 4時間10分	
367	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-228	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1時間55分 (新) 3時間10分	
368	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-228	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 2時間25分 (2時間27分) (新) 3時間40分 (3時間42分)	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
369	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-228	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生2時間40分後からの作業を想定しているが、事象発生5時間40分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生10分後からの作業を想定しているが、事象発生4時間20分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
370	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-228	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約9時間40分 (新) 約8時間20分	
371	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-230	第7-3表 全交流動力電源喪失 の表の一部を分割しました。 ※この変更に伴い、全交流動力電源喪失の(○/3)を全交流動力電源喪失の(○/4)に変更した	
372	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-230	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 60分 (新) 25分	
373	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-230	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※4: 代替格納容器スプレイポンプによる炉心注水を開始する時間 (新) ※4: メタクラ、パワーコントロールセンタ(B系)の受電が完了する時間	
374	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-230	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※5: 蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間 (新) ※5: 有効性評価上の作業完了時間	
375	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-230	以下の記載を追記しました。 ※6: 蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間	
376	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-230	以下の記載を追記しました。 ※7: 代替格納容器スプレイポンプによる炉心注水を開始する時間	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
377	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-231	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生55分後からの作業を想定しているが、25分後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生55分後からの作業を想定しているが、40分後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
378	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-231	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※4:燃料取替用水ピットの水が枯渇する時間 (新) ※4:蓄電池(非常用)の枯渇を考慮して充電器盤の受電を開始する時間(受電操作時間の5分含む) ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
379	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-232	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生7時間後からの作業を想定しているが、事象発生11時間10分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生5時間20分後からの作業を想定しているが、事象発生9時間30分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
380	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-232	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1時間 (新) 2時間	
381	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-232	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 12分 (15分) (新) 19分 (26分)	
382	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-232	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 19分 (新) 37分	
383	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-232	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 31分 (34分) (新) 56分 (1時間3分)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
384	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-232	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生7時間後からの作業を想定しているが、事象発生8時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生5時間20分後からの作業を想定しているが、事象発生7時間20分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
385	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-232	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 原子炉補機冷却水系への通水確保(海水) ・格納容器内自然対流冷却系統構成 ・可搬型温度計測装置取付け (新) 原子炉補機冷却水系への通水確保(海水) ・可搬型温度計測装置取付け	
386	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-232	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生7時間後からの作業を想定しているが、事象発生9時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 なお、内部溢水を想定した溢水防護具着用時間(4分)を考慮した場合でも、 <u>制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u> (新) 事象発生7時間20分後からの作業を想定しているが、事象発生8時間20分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 なお、内部溢水を想定した場合でも、 <u>前作業にてすでに防護具を着用しているため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u>	
387	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-232	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生10時間50分後からの作業を想定しているが、事象発生11時間40分後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生9時間10分後からの作業を想定しているが、事象発生10時間後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
388	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-233	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピットへの注水確保(海水) ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設、 <u>可搬型大型送水ポンプ車Aの設置</u> 、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、 <u>海水取水箇所への水中ポンプ設置</u> ・可搬型ホース敷設、ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 (新) 使用済燃料ピットへの注水確保(海水) ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 ・可搬型ホース敷設、ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
389	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-233	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>4時間10分</u> (新) <u>3時間20分</u>	
390	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-233	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>30分</u> <sup>※3</sup> ( <u>32分</u> ) <sup>※3</sup> (新) <u>29分</u> <sup>※3</sup> ( <u>31分</u> ) <sup>※3</sup>	
391	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-233	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>2時間40分</u> (新) <u>2時間11分</u>	
392	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-233	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>3時間14分</u> ( <u>3時間16分</u> ) (新) <u>2時間40分</u> ( <u>2時間42分</u> )	
393	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-233	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生 <u>3時間</u> 後からの作業を想定しているが、事象発生 <u>7時間</u> 後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生 <u>2時間</u> 後からの作業を想定しているが、事象発生 <u>5時間20分</u> 後に作業が完了するため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
394	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-233	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>可搬型大型送水ポンプ車</u> (新) <u>ホース延長・回収車(送水車用)</u>	
395	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0. 2-233	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※ <u>8</u> ：燃料取替用水ピットの水が枯渇する時間 (新) ※ <u>4</u> ：燃料取替用水ピットの水が枯渇する時間	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
396	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-233	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※4: 使用済燃料ピット水面の線量率が0.15mSv/hとなる時間 (新) ※5: 使用済燃料ピット水面の線量率が0.15mSv/hとなる時間 ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
397	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-233	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※5: 可搬型大型送水ポンプ車の運転開始後から燃料補給する時間 (新) ※6: 可搬型大型送水ポンプ車の運転開始後から燃料補給する時間 ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
398	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-233	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※6: 代替非常用発電機の運転開始後から燃料補給する時間 (新) ※7: 代替非常用発電機の運転開始後から燃料補給する時間 ※この変更に伴い、対応する時間の上付き文字も訂正した	
399	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-233	以下の記載を削除しました。 ※7: 格納容器内自然対流冷却を開始する時間	
400	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-234	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 破損系列の余熱除去系隔離操作 (新) 漏えい側の余熱除去系隔離操作	
401	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-234	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-アニュラス空気浄化設備空気作動弁代替空気供給及びダンパ手動開操作 (新) B-アニュラス空気浄化系空気作動弁及びダンパへの代替空気供給	
402	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-235	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約8.5時間 (新) 8.5時間	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
403	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-235	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 蒸気発生器への注水確保(海水) ・可搬型ホース敷設, 接続, ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設, <u>可搬型大型送水ポンプ車Aの設置, ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設, 海水取水箇所への水中ポンプ設置</u> (新) 蒸気発生器への注水確保(海水) ・可搬型ホース敷設, 接続, ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	
404	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-235	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>4時間10分</u> (新) <u>3時間20分</u>	
405	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-235	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>1時間40分</u> (新) <u>2時間</u>	
406	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-235	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 5時間 <u>50分</u> (新) 5時間 <u>20分</u>	
407	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-235	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>3時間</u> (新) <u>2時間</u>	
408	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-235	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>3時間40分</u> (新) <u>2時間40分</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
409	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-235	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 燃料取替用水ピットへの補給(海水) ・可搬型ホース敷設, 代替給水・注水配管と接続, ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設, 可搬型大型送水ポンプ車Aの設置, ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設, 海水取水箇所への水中ポンプ設置  (新) 燃料取替用水ピットへの補給(海水) ・可搬型ホース敷設, 接続, ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設 ・ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設	
410	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-235	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>4時間10分</u> (新) <u>3時間20分</u>	
411	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-235	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>11時間40分</u> (新) <u>10時間50分</u>	
412	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-236	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>19時間</u> (新) <u>20時間</u>	
413	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-236	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>2時間</u> (新) <u>1時間</u>	
414	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-236	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>20時間</u> (新) <u>21時間</u>	
415	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-236	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>8時間10分</u> (新) <u>7時間</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
416	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-236	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>10時間10分</u> (新) <u>9時間</u>	
417	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-236	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>11時間55分</u> (新) <u>10時間50分</u>	
418	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-236	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>12時間45分</u> (新) <u>11時間40分</u>	
419	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙1-4	第4図において、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) ⑤ 1号炉及び2号炉連絡通路 (新) ⑤ 1, 2号炉連絡通路	
420	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙1-6	51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面の範囲の適正化を行い、第7図を差替えました。	
421	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙2-3	第3図において、凡例の赤矢印の名称を以下に修正しました。 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車のアクセスルート (新) 原水槽へのルート	
422	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙2-6	第6図において、凡例の赤矢印の名称を以下に修正しました。 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車のアクセスルート (新) 1, 2号炉取水口及び3号炉取水口へのルート	
423	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2.-別紙2-7,8	第7,8図において、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 接続口(代替炉心注水, 補助給水ピット, 燃料取替用水ピット) (新) 接続口(代替炉心注水, 補助給水ピット補給, 燃料取替用水ピット補給)	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
424	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙2-7,8	第7, 8図について、以下の修正しました。 ・凡例に、接続口(屋内)を追加。	
425	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙2-9, 10, 11	第9図①, 10図②, 11図②において、キャップ部分が上になるようにホースの絵姿を修正しました。	
426	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙2-10	第10図の左下の図について、採番を②から③へ適正化しました。	
427	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙2-14	下記のとおり、記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 不等沈下により段差が発生しないため (新) 不等沈下により <u>15cm以上</u> の段差が発生しないため	
428	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙2-16	燃料タンク (SA) 新設に伴い、第5, 6図を追加しました。 また、以降の図番を修正。	
429	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙3-2	第1表の【原子炉補機冷却水系通水】の口数の記載について以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 4箇所(原子炉建屋 東(建屋内), 西(建屋内), 原子炉補助建屋南) (新) 4箇所(原子炉建屋 西(建屋内), 東(建屋内), 原子炉補助建屋南)	
430	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙3-2	【原子炉補機冷却水系通水】の接続口を43条と整合し、以下の接続口を削除しました。 ・代替原子炉補機冷却水ライン接続口	
431	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙3-5	小型船舶の単位を修正しました。 (旧) 隻 (新) 艇	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
432	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙3-6	第3図 建屋接続場所 (1/7) 凡例にて、以下を修正しました。(下線部参照) (旧) 接続口(代替炉心注水, 補助給水ピット, 燃料取替用水ピット) (新) 接続口(代替炉心注水, 補助給水ピット <del>補給</del> , 燃料取替用水ピット <del>補給</del> )	
433	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙3-6, 7, 8, 9	第3図について、以下を修正しました。 ・建屋接続場所 (2/7) 凡例に、接続口(屋内)を追加。 代替原子炉補機冷却水ライン接続口の記載を削除。 ・建屋接続場所 (3/7) 以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) ボルト・ <u>ねじ</u> 接続 (新) ボルト・ <u>ネジ</u> 接続 ・建屋接続場所 (4/7) 可搬型大型送水ポンプ車を西側及び東側ルートに1台ずつ追加。	
434	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙5-3, 別紙5-6	緊急時対策所横に燃料タンク (SA) を追加しアクセスルート (車両・要員) が延長になったことに伴い、除雪及び除灰ルートも延長となり、これを第1図及び第2図に反映しました。	
435	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙5-4	緊急時対策所横に燃料タンク (SA) を追加しアクセスルート (車両・要員) が延長になったことに伴い、除雪時間が変更となったため、これを第1表に反映しました。	
436	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙13-9	51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面の範囲の適正化を行い、第5.1-1図を差替えました。	
437	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙13-24 1.0.2-補足21-1	以下の記載を適正化しました。 (旧) もと (新) 基	
438	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙13-34	51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面の範囲の適正化を行い、第7-1図を差替えました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
439	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙13-36	周辺斜面の崩壊による土砂到達範囲について、評価方法に関する記載記載を追記しました。	
440	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙13-38	51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面の範囲の適正化を行い、第7.1-3図を差替えました。	
441	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙13-50	⑥-⑥'断面の位置選定理由について、A-A'断面との対比も含めた記載を追記しました。	
442	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙17-3	以下の記載を適正化しました。  (旧) 漏えいした重油が防油堤内に全量貯蔵されている状態において火災が発生した場合において、アクセスルートからの離隔距離を確保できるよう、防油堤の縮小を予定している。 (新) 漏えいした重油が防油堤内に全量貯蔵されている状態において火災が発生した場合でも、アクセスルートまでの離隔距離を確保できるよう、防油堤の堰面積の縮小を予定している。	
443	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙17-3	以下の記載を適正化しました。  (旧) 被害の拡大防止を図るとともに、大規模火災用消防自動車、可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲、泡消火薬剤による消火活動を実施する。 (新) 被害の拡大防止を図るとともに、大規模火災用消防自動車、可搬型大型送水ポンプ車、小型放水砲及び泡消火薬剤による消火活動を実施する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
444	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙17-4	第3表において、以下の本体油量の誤記を修正しました。 ・ 1号炉所内変圧器 (旧) 30.3 (新) 22.0  ・ 1号炉起動変圧器 (旧) 22.0 (新) 41.0  ・ 2号炉所内変圧器 (旧) 30.3 (新) 22.0  ・ 2号炉起動変圧器 (旧) 22.0 (新) 41.0	
445	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙17-6	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) $R = \sqrt{(S/\pi)}$ R: 燃焼半径 (m), S: 防油堤面積又は燃焼面積 (m <sup>2</sup> ) (新) $R = \sqrt{(S/\pi)}$ <u>(m)</u> R: 燃焼半径 (m), S: 防油堤面積又は変圧器投影面積 (m <sup>2</sup> )	
446	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙17-7	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) E: 放射熱強度 [W/m <sup>2</sup> ], Rf: 輻射発散度 [W/m <sup>2</sup> ], Φ: 形態係数 E: 放射熱強度 <u>(W/m<sup>2</sup>)</u> , Rf: 輻射発散度 <u>(W/m<sup>2</sup>)</u> , Φ: 形態係数	
447	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙17-9	第6表について、3号炉補助ボイラー燃料タンクの「放射熱強度が1.6kW/m <sup>2</sup> となる火炎の中心からの距離 (m)」の誤記を修正しました。これに伴い判定値も修正しました。 ・ 放射熱強度が1.6kW/m <sup>2</sup> となる火炎の中心からの距離 (m) (旧) 26.7m (新) 26.0m ・ 判定値: B + C - A 4.0m 以上 (旧) 5.7m (新) 6.3m	
448	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙17-9	第6表について、3号炉非常用変圧器撤去に伴い、評価対象から削除しました。	
449	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙21-1, 別紙21-2	下記のとおり、記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 分 (新) <u>min</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
450	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙22-4	第4図の注釈について、下記のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) ※本検証では仮復旧後の幅員が3.5m以上となるように土砂を撤去する。 (新) ※:本検証では土砂撤去作業量の算出で想定する1サイクルの撤去幅3.5m以上となるよう土砂を撤去する。	
451	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙22-4	第4図の図中の記載について、下記のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 仮復旧道路幅3.5m以上 (新) 1サイクルの撤去幅3.5m以上	
452	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙22-5	第6図の図中の記載について、下記のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 仮復旧道路幅3.5m以上 (新) 1サイクルの撤去幅3.5m以上	
453	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙24-1	緊急時対策所横に燃料タンク(SA)を追加しアクセスルート(車両・要員)が延長となったことに伴い、状況確認ルートの距離が変更となり、第1表の注釈に關し下記のとおり記載を修正しました。(下線部参照) (旧) ※2:確認ルートの距離約1.8km(第1図の最も距離が長い場合)と徒歩移動速度4km/h(補足資料(4))から確認に要する時間を算出。 (新) ※2:確認ルートの距離約1.9km(第1図の最も距離が長い場合)と徒歩移動速度4km/h(補足資料(4))から確認に要する時間を算出。	
454	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙24-2	緊急時対策所横に燃料タンク(SA)を追加しアクセスルート(車両・要員)が延長となったことに伴い、状況確認ルートを変更し第1図を修正しました。	
455	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙25-1	第1図に対策を実施した上で斜面の安定性を確保する斜面を反映しました。	
456	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙26-1	有効性評価「全交流動力電源喪失」のタイムチャートの見直しに伴い、車両の通行タイミングを修正しました。	
457	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙28-2	第2, 3図の【凡例】において以下の記載を削除しました。(下線部参照) (旧) ホース敷設ルート(原子炉補機冷却水系への海水通水) (新) ホース敷設ルート(原子炉補機冷却水系への海水通水)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
458	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-3	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成, 潤滑油供給器接続, ポンプ起動準備, ポンプ起動操作 (新) 系統構成, 潤滑油供給器接続, <u>タービン動補助給水ポンプ起動準備, タービン動補助給水ポンプ起動操作</u>	
459	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-3	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 機材準備, 潤滑油供給器接続, ポンプ起動準備, 蒸気加減弁開操作準備, ポンプ起動操作 (新) 機材準備, 潤滑油供給器接続, <u>タービン動補助給水ポンプ起動準備, 蒸気加減弁開操作準備, タービン動補助給水ポンプ起動操作</u>	
460	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-3	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.3 「現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復」 (新) 1.3 「 <u>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</u> 」	
461	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-3	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.15 「 <u>可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視</u> 」 (新) 1.15 「 <u>事故時の計装に関する手順等</u> 」	
462	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-3	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.4 「 <u>代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水</u> 」 (新) 1.4 「 <u>原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</u> 」	
463	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-3	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.2 「 <u>現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動</u> 」 1.3 「 <u>現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復</u> 」 (新) 1.2 「 <u>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</u> 」 1.3 「 <u>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</u> 」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
464	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-3	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1次冷却系のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却 (新) 1次冷却系のフィードアンドブリードによる原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧	
465	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-3	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.2 「1次冷却系のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却」 (新) 1.2 「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」	
466	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-4	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.2 「電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水」 (新) 1.2 「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」	
467	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-4	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.2 「現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動」参照 (新) 1.2 「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照	
468	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-4	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.2 「代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの給電」 (新) 1.14 「電源の確保に関する手順等」参照	
469	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-5, 6, 7, 8, 9, 10, 16, 17, 18	以下の記載に関して記載の適正化を図りました。(下線部参照) (旧)及び (新) ー	
470	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-6	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の徴候が見られた場合の手順 (新) 格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合の手順	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
471	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-別紙30-6	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1次冷却材ポンプ封水ライン隔離弁等閉止操作, 格納容器隔離弁閉止操作 (新) 1次冷却材ポンプ封水ライン隔離弁等閉止操作, <u>原子炉格納容器隔離弁閉止操作</u>	
472	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-別紙30-6	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.3 「現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復」 (新) 1.3 「 <u>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</u> 」	
473	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-別紙30-6	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.7 「 <u>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</u> 」 (新) 1.7 「 <u>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等</u> 」	
474	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-別紙30-8	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.7 「 <u>C, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</u> 」 (新) 1.7 「 <u>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等</u> 」	
475	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-別紙30-8	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.7 「 <u>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</u> 」 (新) 1.7 「 <u>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等</u> 」	
476	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-別紙30-8	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.6 「 <u>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ</u> 」 (新) 1.6 「 <u>原子炉格納容器内の冷却等のための手順等</u> 」	
477	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-別紙30-9	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成, 可搬型計測装置取り付け (新) 系統構成, <u>可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)取り付け</u>	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
478	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-別紙30-10	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.4 「B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による原子炉容器への注水」 (新) 1.4 「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」	
479	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-別紙30-10	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.4 「代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水」 (新) 1.4 「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」	
480	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-別紙30-10	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.4 「B-充てんポンプ (自己冷却) による原子炉容器への注水」 (新) 1.4 「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」	
481	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-別紙30-11	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.14 「代替非常用発電機による代替電源 (交流) からの給電」及び「代替非常用発電機等への燃料補給の手順等」 (新) 1.14 「電源の確保に関する手順等」	
482	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-別紙30-11	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成, B-アニュラス排気ダンパ手動開操作, アニュラス全量排気弁操作 作用可搬型窒素ガスポンベ供給操作 (新) 系統構成, アニュラス全量排気弁等操作作用可搬型窒素ガスポンベ供給操作	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
483	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-11	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型ホース敷設 【中央制御室→(⑥階段B③)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外A又は屋外B→[③-5]】 (新) 保管場所への移動 【中央制御室→(⑥階段B③)→屋外A】  可搬型ホース敷設 【屋外A又は屋外B→[③-5]】	
484	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-11	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 屋外A→51m倉庫・車庫エリア又は2号炉東側31mエリア→屋外A又は屋外B (新) 屋外A→51m倉庫・車庫エリア又は2号炉東側31mエリア	
485	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-11	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型ホース敷設、可搬型スプレインゾル設置 【中央制御室→(⑥階段B③)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外A又は屋外B→[③-6]】 (新) 【中央制御室→(⑥階段B③)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外A又は屋外B→[③-6]】	
486	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-12	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.12 「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制」 (新) 1.12 「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」	
487	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-12	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.14 「代替非常用発電機による代替電源(交流)からの給電」、「代替非常用発電機等への燃料補給の手順等」及び「直流電源及び代替電源(直流)による給電手順等」 (新) 1.14 「電源の確保に関する手順等」	
488	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-12	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.11 「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」 (新) 1.11 「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
489	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-12	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等 (新) 重大事故等時に必要となる水の供給手順等	
490	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-12	他条文と整合を図り、以下の記載を追記しました。 燃料取替用水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための原子炉容器への注水	
491	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-12	他条文と整合を図り、以下の記載を追記しました。 1.2 「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照 1.3 「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」参照	
492	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等 (新) 重大事故等時に必要となる水の供給手順等	
493	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.4 「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照 (新) 1.4 「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照 1.8 「原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」参照	
494	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.6 「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照 1.7 「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」参照 (新) 1.7 「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」参照	
495	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-14	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等 (新) 重大事故等時に必要となる水の供給手順等	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
496	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-14	他条文と整合を図り、以下の記載を追記しました。 海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却	
497	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-14	他条文と整合を図り、以下の記載を追記しました。 1.5 「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」参照 1.7 「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」参照	
498	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-14	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.5 「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」参照 <u>1.7 「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」参照</u> (新) 1.5 「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」参照	
499	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-15	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等 (新) 重大事故等時に必要となる水の供給手順等	
500	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-15	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型ホース敷設, 接続 (新) 保管場所への移動, 可搬型ホース敷設, 接続	
501	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-15	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え (原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合) (新) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え (原子炉格納容器内へスプレイ中の場合)	
502	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-16	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 受電準備, 受電操作 (新) <u>メタクラB系受電準備, メタクラB系受電操作, コントロールセンタB系受電操作, メタクラA系受電準備, メタクラA系受電操作, コントロールセンタA系, B系受電操作, 受電確認</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
503	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-16	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)受電準備 (新)メタクラB系受電準備, メタクラA系受電準備	
504	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-16	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 受電操作 (新) メタクラB系受電操作, コントロールセンタB系受電操作, メタクラA系受電操作, コントロールセンタA系受電操作	
505	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-16	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)受電準備 (新)直流母線受電準備	
506	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-16	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)受電操作 (新)直流母線給電操作	
507	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-16	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)発電機移動 (新)保管場所への移動	
508	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-16	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)発電機起動, 受電操作 (新)給電, 可搬型直流変換器の起動	
509	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-17	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替非常用発電機起動, 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電 (新) 代替非常用発電機起動, 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(2次系設備), 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(1次系設備)	
510	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-17	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成, 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電 (新) 系統構成, 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(1次系設備)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
511	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-17	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電 (新) 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電 <u>(2次系設備)</u> 、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電 <u>(1次系設備)</u>	
512	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-17	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電 (新) 系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電 <u>(1次系設備)</u>	
513	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-17	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーの <u>燃料補給</u> <u>(可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合)</u> (新) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給 <u>(ディーゼル発電機燃料油貯油槽から補給する場合)</u>	
514	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-18	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) (新) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給 <u>(ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合)</u>	
515	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-18	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 仮設ホース敷設、接続 (新) ホース敷設、接続	
516	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-19	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.10 「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等(交流動力電源及び常設直流電源が健全である場合の操作手順)」参照 (新) 1.10 「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」参照	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
517	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-別紙30-19	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成, B-アニュラス排気ダンパ手動開操作, <u>アニュラス全量排気弁操作</u> 作用可搬型窒素ガスボンベ供給操作 (新) 系統構成, アニュラス全量排気弁等操作作用可搬型窒素ガスボンベ供給操作	
518	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-別紙30-20	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 空気供給装置による空気供給準備手順 (新) 空気供給装置 <u>(空気ボンベ)</u> による空気供給準備手順	
519	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-別紙30-20	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 空気供給装置への切替準備手順 (新) 空気供給装置 <u>(空気ボンベ)</u> への切替準備手順	
520	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-別紙30-20	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 空気供給装置への切替手順 (新) 空気供給装置 <u>(空気ボンベ)</u> への切替手順	
521	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-別紙30-20	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 (新) <u>安全パラメータ表示システム (SPDS)</u> によるプラントパラメータ等の監視手順	
522	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-別紙30-20	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 通信連絡に関わる手順等 (新) 通信連絡に関する手順等	
523	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)	1.0.2-別紙30-20	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.19 「 <u>発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</u> 」及び「 <u>発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</u> 」 (新) 1.19 「 <u>通信連絡に関する手順等</u> 」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
524	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-27	他条文と整合を図り、原子炉建屋 T.P.17.8mエリアに操作場所5を追加しました。	
525	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-33	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 原子炉補機冷却系加圧操作準備 (新) C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 原子炉補機冷却水系加圧操作準備	
526	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-33	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 原子炉補機冷却系加圧操作 (新) C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 原子炉補機冷却水系加圧操作	
527	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-33	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>海水を用いた補助給水ピットへの補給系統</u> 系統構成 (新) <u>海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給</u> 系統構成	
528	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-33	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給</u> 系統構成 (新) <u>海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給</u> 系統構成	
529	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-33	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ (新) アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ	
530	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-33	他条文と整合を図り、以下の記載を追記しました。 ・配管接続	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
531	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-33	他条文と整合を図り、以下の記載を追記しました。 ・ホース接続	
532	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-33	他条文と整合を図り、以下の記載を削除しました。 ・原子炉補機冷却水系統A戻り排水ライン第1止め弁 (SA対策) ・原子炉補機冷却水系統A戻り排水ライン第2止め弁 (SA対策)	
533	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-33	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ・アニュラス全量排気弁操作用窒素供給パネル (新) ・アニュラス全量排気弁操作用窒素供給パネル※	
534	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-33	他条文と整合を図り、以下の記載を追記しました。 ※：操作対象機器名称については、今後の検討により変更の可能性がある。	
535	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-33	他条文と整合を図り、以下の記載を削除しました。 ・B-アニュラス排気ダンパ用ユニハンドラー	
536	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-34	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 通常エアロック (新) 通常用エアロック	
537	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-35	他条文と整合を図り、以下の記載を削除しました。 ・可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットドレンライン止め弁 (SA対策)	
538	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-36	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器隔離弁の閉止 (新) <u>原子炉格納容器隔離弁の閉止</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
539	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-37	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器隔離弁閉止操作(隔離弁の電源が回復していない場合) (新) 原子炉格納容器隔離弁閉止操作(隔離弁の電源が回復していない場合)	
540	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-37	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器隔離弁の閉止 (新) 原子炉格納容器隔離弁の閉止	
541	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-37	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 海水を用いた補助給水ピットへの補給系統 系統構成 (新) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 系統構成	
542	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-37	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給 系統構成 (新) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 系統構成	
543	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-37	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替(代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水又は代替格納容器スプレイ) 系統構成 (新) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え(原子炉容器への注水中の場合又は原子炉格納容器内へスプレイ中の場合) 系統構成 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 系統構成	
544	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-37	他条文と整合を図り、以下の記載を追記しました。 ・代替格納容器スプレイポンプ入口テスト用止め弁	
545	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-38	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器隔離弁の閉止 (新) 原子炉格納容器隔離弁の閉止	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
546	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-38	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 系統構成 (新) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 系統構成	
547	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-38	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) ホース接続口 (新) ディーゼル発電機燃料油貯油槽から又は燃料タンク(SA)可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) ホース接続口	
548	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-38	他条文と整合を図り、以下の記載を追記しました。 ・ホース接続	
549	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-39	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型計測器接続 (新) 可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視	
550	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-39	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) チェンジングエリアの設置準備 (新) チェンジングエリアの設置 <u>資機材準備</u>	
551	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-39	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) チェンジングエリアの設置 (新) チェンジングエリアの設置 <u>エリア設置</u>	
552	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-39	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) ホース接続口 (新) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) ホース接続口	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
553	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-39	他条文と整合を図り、以下の記載を追記しました。 ・ホース接続	
554	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-40	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替原子炉容器への注水 系統構成 (新) B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による原子炉容器への注水 系統構成	
555	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-40	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替 (代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水又は代替格納容器スプレイ) 系統構成 (新) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え (原子炉容器への注水中の場合) 系統構成	
556	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-41	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ・資機材 (新) ・ホース接続	
557	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-41	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ・専用工具設置 (新) ・専用工具取付け	
558	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-41	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプ出口炉心注水用絞り弁 (新) 代替格納容器スプレイポンプ出口炉心注入用絞り弁	
559	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-41	他条文と整合を図り、以下の記載を追記しました。 ・ホース接続	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
560	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-42	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水(原子炉格納容器から原子炉容器又は原子炉容器から原子炉格納容器 (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ又は代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水(原子炉格納容器から原子炉容器又は原子炉容器から原子炉格納容器への切替え)	
561	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-42	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替(代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水又は代替格納容器スプレイ) 系統構成 (新) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え(原子炉容器への注水中の場合又は原子炉格納容器内へスプレイ中の場合) 系統構成	
562	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-43	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプへの給電操作(交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全時である場合) (新) 代替格納容器スプレイポンプ受電準備, 受電操作(交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全時である場合)	
563	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-43	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型代替直流電源設備による受電準備 (新) 可搬型代替直流電源設備による給電 直流母線受電準備	
564	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-44	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型代替直流電源設備による受電 (新) 可搬型代替直流電源設備による給電	
565	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-44	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 系統構成 (新) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 系統構成	
566	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙30-45	他条文と整合を図り, 以下の記載を追記しました。 ・ホース接続	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
567	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙34-6~8	追而の内容について以下の記載を適正化致しました。(下線部参照) (旧)なお、二重囲部分 は、第9条まとめ資料(令和5年4月5日提出資料)を踏まえた暫定値である。 (新)なお、二重囲部分 は、第9条まとめ資料(令和5年5月提出資料)を踏まえた暫定値である。)	
568	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙34-12	他条文と整合を図り、原子炉建屋 T.P.17.8mエリアに操作場所5を追加しました。	
569	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙36-1	以下の記載を適正化しました。 (旧) 浸透流解析の詳細については、四条 別紙10「設計地下水位の設定方針について」参照 (新) 浸透流解析の詳細については、第四条 別紙_10「設計地下水位の設定方針について」参照	
570	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙39-5	第3図の注釈について、下記のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)※:防雪シートの設置方法の詳細については、今後検討する。 (新)※:防雪シートの設置方法の詳細については、今後検討する。	
571	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙39-6	下記のとおり、記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 外部人為事象 (新) 人為事象	
572	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙39-7	第2表の小型船舶の単位について、下記のとおり適正化しました。(下線部参照) また、左端列の該当条文の番号順になるよう、小型船舶の行を移動しました。 (旧) 1 台 (新) 1 艇	
573	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙39-11	第3表について、追而としていた集水桝シルトフェンス及び放射性物質吸着剤の仕様について反映しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
574	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-別紙39-11	第3表について、注釈を下記のとおり適正化しました。(下線部参照) (旧)※：寸法、重量は保管状態について記載 (新)※：寸法、重量は保管状態について記載しており、今後の検討により変更となる可能性がある。	
575	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足3-1	第1表について、第2図に記載の番号と紐づくようにNo.を追加しました。また、3号炉タービン油計量タンクの評価に用いる容量を適正化しました。下線部参照 (旧)0 (新)0*	
576	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足3-4	第2図について、9条と同様の図に修正しました。	
577	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	補足(7)全般	補足(7)について、技術的能力1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」と内容の整合を図った。	
578	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足7-5	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)1～3号炉 (新)1号、2号及び3号炉	
579	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足7-15, 補足7-16	第4図及び第5図に対策を実施した上で斜面の安定性を確保する斜面を反映しました。	
580	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足9-1	断面図について、崩壊土砂到達範囲を変更しました。また、当該修正に伴い、図中の記載を下記のとおり適正化しました。(下線部参照) (旧)回復旧幅：4.0m (新)必要道路幅：4.0m	
581	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足12-1	下記のとおり、記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)保管場所における可搬型設備(車面型)の配置 (新)保管場所における可搬型設備の配置	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
582	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足13-2	第2図について、構造物損壊の影響範囲及び対策を実施した上で斜面の安定性を確保する斜面の範囲を適正化しました。	
583	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足13-4	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 第6図 可搬型大型送水ポンプ車による通水(原子炉補機冷却水系統への海水通水) (新) 第6図 可搬型大型送水ポンプ車による通水(原子炉補機冷却水系への海水通水)	
584	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足21-4, 5, 6	第1図において、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 接続口(代替炉心注水, 補助給水ピット, 燃料取替用水ピット) (新) 接続口(代替炉心注水, 補助給水ピット補給, 燃料取替用水ピット補給)	
585	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足21-7, 8	第2図変更。 凡例に、接続口(屋内)を追加。印を青に変更。 ルート②のホース並列数を変更。	
586	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足21-2	第1表について以下の記載を修正しました。 (旧) 400m (新) 550m  (旧) 350m (新) 550m	
587	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足23-1, 3	第1表、第2図のアクセスルートトンネルの内空高さについて、以下の誤記を修正しました。 ・第1表 (旧) 約6.3m (新) 約6.2m  ・第2図 (旧) 6,290mm (新) 6,150mm	
588	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足23-1	第1表について、車両幅、高さ、全長の寸法の記載を適正化しました。 (旧) . (新) ,	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
589	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足23-1	表1について、バックホウの高さの誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 3.370mm (新) 3.160mm	
590	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足23-3	下記のとおり、記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 社内規定類 (新) 社内規程類	
591	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足23-4	第3図 トンネル曲線部における車両の軌跡図において、ホイールローダー車両諸元(車幅)を適正化しました。  (旧) 3,400mm (新) 3,370mm	
592	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足23-4	第3図 トンネル曲線部における車両の軌跡図において、バックホウのキャタピラ部の適正化をしました。	
593	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足23-6	アクセスルートトンネルの設計速度の設定根拠を記載しました。	
594	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足23-6	下記のとおり、記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) アクセスルートトンネルの通行性が事故対応の支障となることはない(第4図参照)。 (新) アクセスルートトンネルの通行性が事故対応の支障となることはない(第1図参照)。	
595	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足23-6	以下の記載を適正化しました。 (旧) 毎 (新) ごと	
596	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足23-7	有効性評価「全交流動力電源喪失」のタイムチャートの見直しに伴い、車両の通行タイミングを修正しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
597	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足23-7	下記のとおり、図番号を適正化しました。(下線部参照) (旧) 第4図 (新) 第1図	
598	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足24-2	以下の記載に関して適正化を行いました。(下線部参照) (旧) 3号炉原子炉建屋西側を経由したルートを選定した場合 3号炉原子炉建屋東側を経由したルートを選定した場合 (新) 3号炉原子炉建屋西側を経由したルートにホースを敷設した場合 3号炉原子炉建屋東側を経由したルートにホースを敷設した場合	
599	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足24-2	第2図について3号炉原子炉建屋西側を経由したルートにホースを敷設した場合と、ホース敷設ルートの並列数を変更しました。	
600	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-1	以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 送水車 (新) 送水車用	
601	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-1	第1図について以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 放射性物質吸着材 3式 (新) 放射性物質吸着材 1式	
602	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-2	以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) ・これにより、アクセスルート復旧作業なしで可搬型設備の通行が可能となる。 (新) ・これにより、アクセスルート復旧作業なしで可搬型設備の通行が可能となった。	
603	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-2	51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面の範囲、トンネルの線形、崩壊土砂の到達形状の適正化を行い、第1図を差替えました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
604	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-3	屋内外ホース敷設ルートの適正化を行い、第3図を差替えました。	
605	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-4	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) ・設定変更したルートを使用する以下①、②手順について、要員、想定時間、ホース圧損等の成立性の確認を行った。 (新) ・設定変更したルートを使用する以下①、②の作業について、要員、想定時間、ホース圧損等の成立性の確認を行った。	
606	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-6	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 原子炉補機冷却水系への通水確保(海水)の手順の成立性 (新) 原子炉補機冷却水系への通水確保(海水)の成立性	
607	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-6	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) ・当該手順のルート設定変更の結果を第5図に、設定変更に伴う要員数、想定時間等の結果を第2表に示す。 (新) ・本作業のルート設定変更の結果を第5図に、設定変更に伴う要員数、想定時間等の結果を第2表に示す。	
608	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-6	以下の記載を他条文の変更に伴い修正しました。(下線部参照) (旧) 3時間00分 (新) 3時間20分	
609	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-6	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 有効性評価のうち本手順の制限時間が最も短い「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損)」を代表として記載した。 (新) 有効性評価のうち本作業の制限時間が最も短い「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損)」を代表として記載した。	
610	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-7	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 第2表 原子炉補機冷却水系への通水確保(海水)作業の設定変更の結果 (新) 第2表 原子炉補機冷却水系への通水確保(海水)の変更結果	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
611	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-7	以下の記載を他条文の変更に伴い修正しました。(下線部参照) (旧) <u>3時間05分</u> (新) <u>3時間25分</u>	
612	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-7	以下の記載を他条文の変更に伴い修正しました。(下線部参照) (旧) <u>3時間00分</u> (新) <u>3時間20分</u>	
613	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-8	有効性評価の過圧破損におけるタイムチャートの見直しに伴って、第6図を差替えました。	
614	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-9	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いた燃料補給の手順の成立性 (新) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いた燃料補給の成立性	
615	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-9	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) ・当該手順のルート設定変更の結果を第7図に、設定変更に伴う要員数、想定時間等の結果を第3表に示す (新) ・本作業のルート設定変更の結果を第7図に、設定変更に伴う要員数、想定時間等の結果を第3表に示す	
616	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-9	以下の記載を誤記訂正しました。(下線部参照) (旧) 2時間 <u>23分</u> (新) 2時間 <u>21分</u>	
617	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-10	第7図 デーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いた燃料補給のルート概略図について凡例を以下の記載を適正化しました。 (下線部参照) (旧) アクセスルート (新) アクセスルート <u>(車両・要員)</u>	
618	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-10	第7図 デーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いた燃料補給のルート概略図について「手順」の記載を「作業」に記載を適正化致しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
619	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-10	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いた燃料補給の成立性の適正化を行い、第7図を差替えました。	
620	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-10	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いた燃料補給手順の設定変更の結果 (新) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いた燃料補給の変更結果	
621	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-10	以下の記載を誤記訂正しました。(下線部参照) (旧) 2時間08分 (新) 2時間06分	
622	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)	1.0.2-補足25-10	以下の記載を誤記訂正しました。(下線部参照) (旧) 2時間23分 (新) 2時間21分	